日本共産党 岡山市議会議員
林じゅんニュース

2016年7月31日
ＮＯ．３３
日本共産党
岡山市議団
岡山市北区
大供1-1-1
Tel086-803-1707
Fax086-234-9388

ストップ！ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチ解消法施行

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆるヘイトスピーチ解消法が六月三日に施行されました。

法の成立は、全国で在日コリアンに対する差別的言動、ヘイトスピーチが問題になり、ヘイトスピーチは許されない、という運動を受けたものです。

不十分さや問題点の指摘はあるものの、日本は一九七九年に自由人権規約に、一九九五年に人種差別撤廃条約に加盟しながら、人種差別に対応する法整備をしてこなかったことからすればヘイトスピーチ解消法の成立は前進です。

岡山でも許されない

ヘイトスピーチはよその問題ではなく、岡山市でも四月十七日に拉致被害者奪還を掲げたデモと街頭宣伝が行われました。

在日特権を許さない市民の会からの参加者がマイクを握り、民族名を連呼して「帰れ」と叫び、在日コリアンを貶めるヘイトスピーチが行われてしまいました。

４月１７日岡山駅前

しかし岡山の市民も黙認していたわけではなく、多くの人が自主的に集まり抗議の意思表示をしました。

法の成立よりも先に大阪市では「大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例」が定められ、法成立と前後して川崎市では差別主義者による市有施設の使用が不許可になりました。

表現の自由との関係で慎重な判断が必要であり、厳密な運用が求められますが、行政として民族差別を許さない姿勢を明確にしていることは重要な意味があります。

多文化共生を掲げる市としてもヘイトスピーチは許されない、ということを明確にすべきです。

市は認識不足

林じゅん議員は、六月議会でヘイトスピーチに対する市の認識とヘイトスピーチ解消法を市政にどう反映させるかを質しました。

市の認識はデモ参加者とと差別に抗議するカウンター行動について「さまざまな意見のぶつかり合い」というものでした。

市の認識は不十分です。

ヘイトスピーチとカウンターは意見のぶつかり合いではありません。抗議する人がいても、いなくても民族や国籍での差別は許されません。

岡山市での例や他自治体での事例を把握し、認識を改めるよう求めました。

市も法務省の啓発ポスターは活用するとしています。

高島小学校 校舎増築へ

高島小学校には、児童数の増加により手狭になっていて中庭や校庭に教室や職員室用としてプレハブが建てられています。

二〇一二年五月にＰＴＡ・地域の方々が校舎整備期成会を立ち上げ、児童にも先生にも環境がよくないことや地域の住宅増加の見通しなどの資料を作り、校舎増築の必要性を訴え、要望を続けてきました。

六月議会で校舎増築の実施設計及び地質調査のための五千百万円が認められました。

二〇一六年度に本体と既存校舎改修設計、二〇一七年度にプレハブ移動・調査等が行われ、二〇一八年度に建設される予定です。

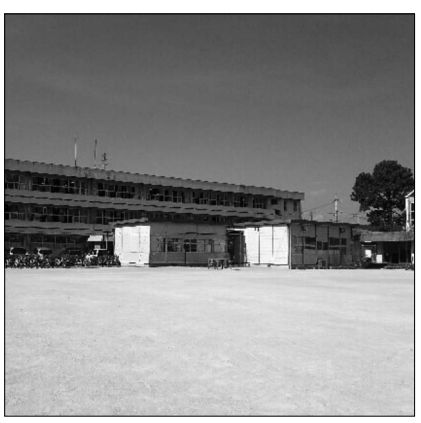

増築予定地（現プレハブ）

中区区別計画策定中

岡山市は岡山市長期構想の前期五カ年の具体的政策を定める前期中期計画を策定しようとしています。

六月二日には基本政策審議会が開かれ「前期中期計画策定の基本的な考え方について（案）」が示されました。

前期中期計画については、三十の政策と九〇の施策からなる分野別計画と区別計画が示されています。

林じゅん議員は、分野別計画で平和と教育の分野の充実について質問しました。

また議会には、区別計画を議論する特別委員会が設置され、林じゅん議員は「中区区別計画調査特別委員会」に所属することになりました。

七月二十二日に委員会が開かれました。

区内の公共交通網の充実や土地は購入済みで計画もあるのに具体化されていない図書館のこと、土地利用のあり方などについて市の案は不十分だ、と意見が出されています。

八月の基本政策審議会や九月議会を経て、十一月議会に提案される予定になっています。

なんでも！生活相談

生活・法律相談　第一月曜日に相談日を設けています。
０８６-２７３-２２２１へご予約下さい。